

## 株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社坂井電機に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社坂井電機に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



## 第三者意見書

2025年11月21日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社坂井電機に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## 1. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社坂井電機（「坂井電機」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。



- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

### ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、坂井電機の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、坂井電機がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

### ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

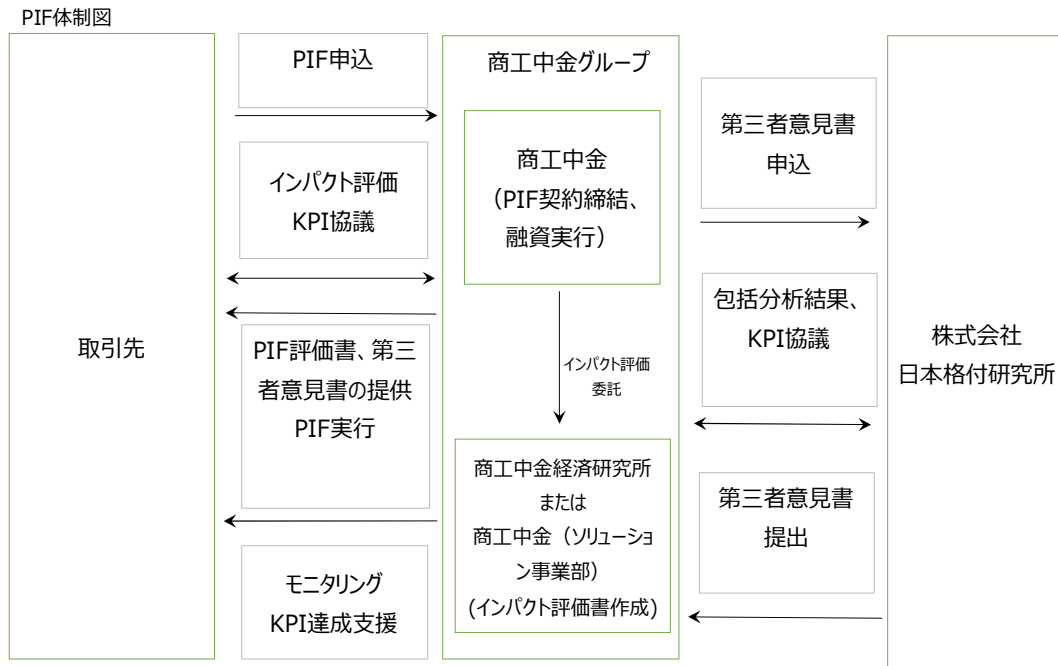
JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

<sup>1</sup> 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



# JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

## ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

## ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分



析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である坂井電機から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable  
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

---

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

---

川越 広志

担当アナリスト

國府田 育伸

---

國府田 育伸





## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。  
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。  
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等を行います。

## ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/en/>)に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル



## ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025年11月21日

株式会社商工中金経済研究所

---

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社坂井電機（以下、坂井電機）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、坂井電機の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業(\*1)に対するファイナンスに適用しています。

(\*1)中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

## 目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
  - 2.1 基本情報
  - 2.2 業界動向
  - 2.3 企業理念
  - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

## 1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社坂井電機
借入金額	300,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	1 年（コミットメントライン+更新オプション 4 回）
モニタリング実施時期	毎年 3 月

## 2. 企業概要・事業活動

### 2.1 基本情報

本社所在地	三重県亀山市 <sup>ふけ</sup> 布気町 874-21
設立	1995 年 12 月 12 日
資本金	10,000,000 円
従業員数	28 名（2025 年 9 月現在）
事業内容	搬送設備の開発、設計、製作、設置 生産設備・無人搬送車（AGV）の設計、製作 機械据付、電気工事、試運転の調整 高齢者向けトレーニング機器の開発、製作
主要販売先	トヨタ車体株式会社、株式会社ダイフク、トヨタ自動車株式会社、村田機械株式会社、株式会社豊通マシナリー、明治電機工業株式会社

## 【業務内容】

坂井電機は、三重県亀山市に本社を構える総合エンジニアリング企業であり、創業以来培ってきた機械設計・制御設計技術を基に、製造業の高度化・省人化に貢献するソリューションを提供している。

### ● 事業の特徴

#### ① 一貫体制による高品質なソリューション提供

電気・機械設計から製作、据付工事、試運転調整、さらには保守メンテナンスに至るまで、工場内のすべての工程に一貫して対応できる体制を整えている。この垂直統合型の事業モデルにより、顧客のニーズに迅速かつ柔軟に対応し、生産現場の生産性向上と安定稼働に貢献している。

#### ② AGV（無人搬送車）を活用した製造ラインの効率化・省人化

独自技術により、顧客ごとの工場レイアウトやニーズに応じたオーダーメイド型 AGV を製作できることが特長である。AGV を活用した搬送業務の自動化により、工程間の滞留や遅延を削減し、人的リソースの最適配置と安全性向上を図ることで、工場内物流の安定化と生産性の最大化を実現する。

（独自技術）

##### ・自律走行制御技術（写真①）

360度レーザースキャナーと3D LiDARによるSLAM（自己位置推定・地図作成）技術を活用することで走行に磁気ガイドテープを必要とせず、柔軟な工場レイアウトの変更が可能である。設備変更時のコスト削減と運用効率の向上をもたらす。

##### ・メカナムホイール（写真②）

全方向への移動が可能な高機能ホイールにより、狭小スペースでも高精度な搬送を可能とする。限られたスペースの有効活用と操作性の向上を図り、省スペース化に貢献する。

##### ・荷物の自動判別機能（写真③）

3D スキャナーによる形状認識と分類機能により、多様な搬送対象物に柔軟な対応が可能である。物流現場の効率性と対応力の向上をもたらす。

##### ・ローラーコンベアの無動力化（写真④）

AGV 本体に動力を持たせることで、コンベア側の電力使用を削減する。また、構造の簡素化により、メンテナンス性も向上する。



(図表①) AGVを主体とした搬送システム



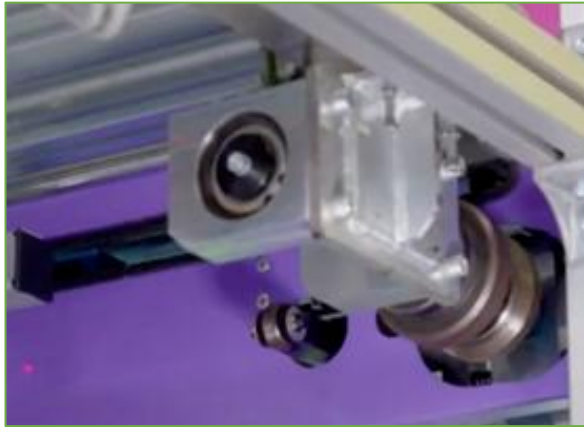
(写真①) 自立走行制御技術



(写真②) メカナムホイール



(写真③) 荷物の自動判別機能



(写真④) ローラーコンベアの無動力化



(図表②) AGV を主体とした搬送システムの導入フロー

(図表①～②、写真①～④は坂井電機提供)



### ③介護支援機器「フレイルマシン®」の開発

坂井社長は、親族の看護師から「より良い看護を提供したい」という強い想いを受けて介護施設を開所した。しかし、入居者が自立的に運動を行うことが困難であること、また夜間介護やデイサービスの提供に限界がある中で、入居者が徐々に活力を失っていく光景に直面し、「何とか改善したい」という強い課題意識を抱くに至った。そのような中、入居者がカラオケの椅子に座ると生き生きと歌う姿に着目し、産業機械分野で培った技術力を応用することで、高齢者の健康維持・増進を目的としたトレーニング機器の開発を着想した。特に、筋力低下予防に有効とされる「エキセントリック運動」(\*2)に着目し、三重大学との共同研究及び施設内での試験運用を経て、介護支援機器「フレイルマシン®」の開発に成功した。本製品群は、従来のリハビリ機器が主に健康な高齢者を対象としているのに対し、足首の筋力強化、安全かつ効果的なスクワット動作の支援、寝たきりの方へのストレッチ支援等、加齢に伴う虚弱状態（フレイル）への予防・改善に特化した設計としている。現在5種類の機器を開発済みであり、2025年内には9種類までラインアップを拡充し、2026年4月の販売開始を予定している。

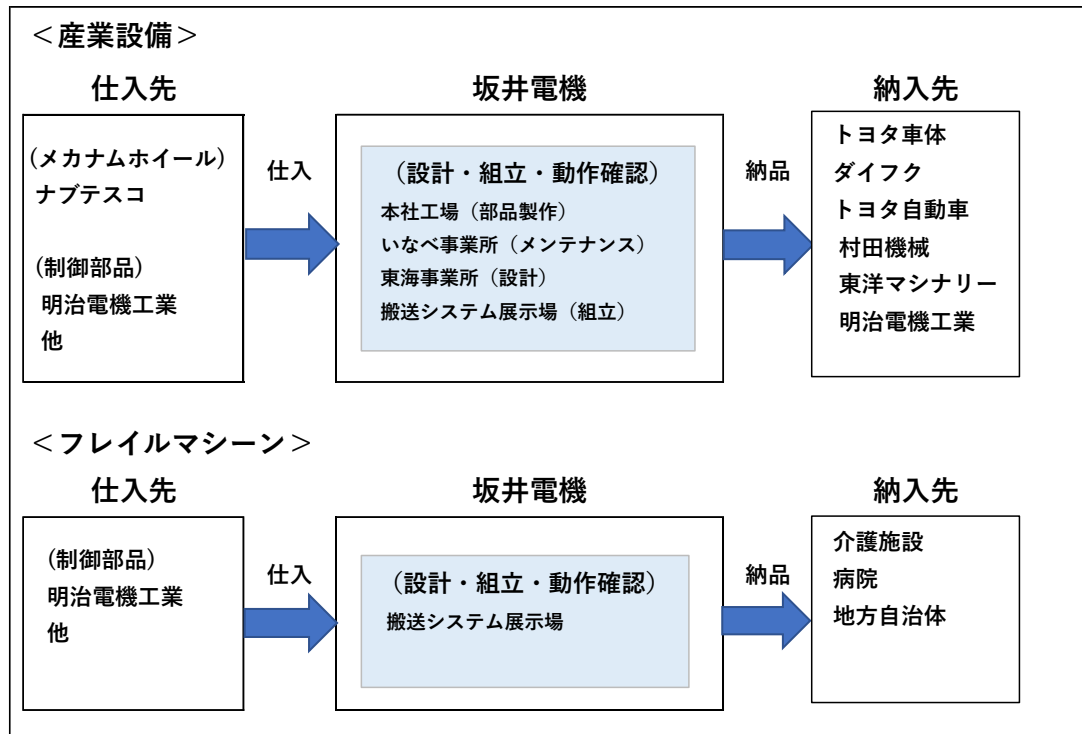
#### (\*2)エキセントリック運動

エキセントリック運動とは、筋肉が伸ばされながら力を発揮する動きのことで、ゆっくりと負荷をかけながら筋肉を伸ばすことで筋力アップや筋肥大に効果がある。スクワットでしゃがみ込む動作やダンベルをゆっくり下ろす動作が典型例であり、筋力向上だけでなく歩行能力やバランス能力の向上、脂肪燃焼等の生活習慣病予防・改善効果が期待できる。それに対し、ダンベルを持ち上げる、階段を上る等、筋肉が縮みながら力を発揮する動作はコンセントリック運動と呼ばれる。



(写真⑤) フレイルマシン（坂井電機提供）

● 商流図



(図表③) 商流図 (商工中金経済研究所がヒアリングに基づき作成)

【事業拠点】

拠点名	住所	機能
本社・本社工場	三重県亀山市布気町 874-21	本社機能、部品製作
いなべ事業所	三重県いなべ市員弁町坂東新 田 159-10	現地据付、試運転、メンテナンス
東海事業所	愛知県豊明市前後町五軒屋 1520-1	設計、現地据付、試運転、メンテナンス
搬送システム展示場	三重県鈴鹿市東庄内町 4013-1	組立、出荷前試運転
木家-BOKKA-	三重県松阪市石津町 78-2	住宅型有料老人ホーム
(関連会社)		
坂井電機 (大連) 有限公司	中国大連市	現地据付、試運転、メンテナンス
三重機電有限公司	中国大連市	機械製作、組立



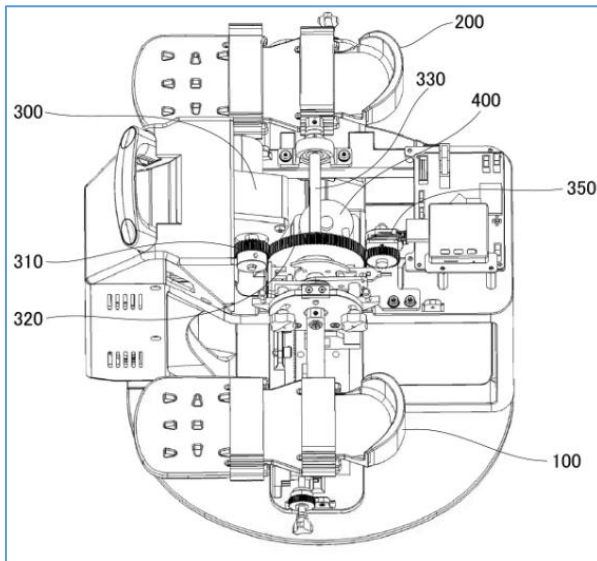
(写真⑥) 搬送システム展示場 (坂井電機提供)

**【沿革】**

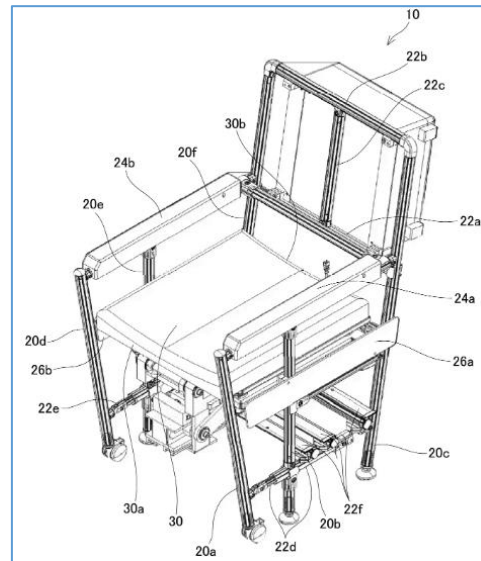
1995年 12月	機械設備の電気工事を目的とし、有限会社坂井電機を設立
2003年 1月	株式会社 坂井電機に組織変更
2005年 3月	中国大連市に「坂井電機（大連）有限公司」と「三重機電有限公司」を設立
2011年 11月	三重県いなべ市に「いなべ事業所」を設立
2012年 2月	愛知県豊明市に「豊明事業所」を設立
2015年 5月	事務所移転に伴い、豊明事業所から「東海事業所」へ拠点名を変更
2021年 9月	三重県松阪市に介護施設「木家－BOKKA－」設立

**【主な特許】（審査請求前）**

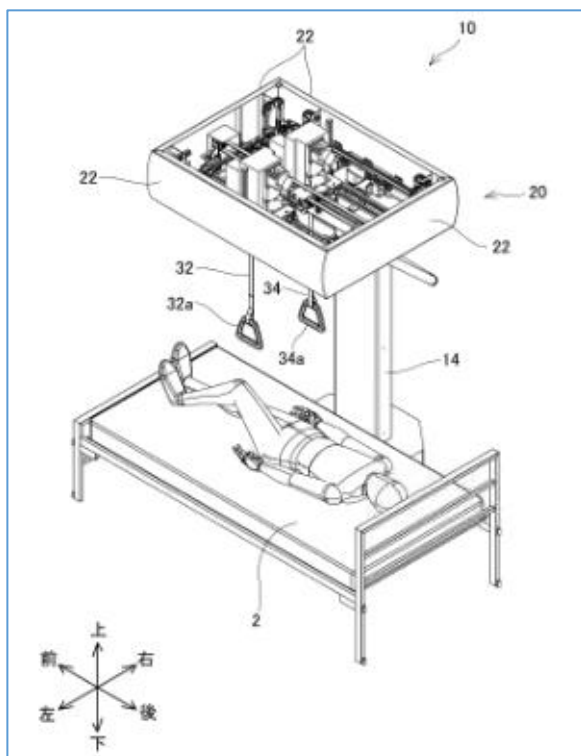
分野	発明の名称	出願日	出願番号
運動機器 関連	足首運動装置	2023年1月17日	2023-005360
	着座運動装置	2023年1月17日	2023-005363
	運動装置（ベット上での運動）	2023年1月17日	2023-005365



(図表④) 足首運動装置



(図表⑤) 着座運動装置



(図表⑥) 運動装置

(図表④～⑥は坂井電機提供)



【主な登録商標】

商標名	登録日	登録番号
フレイル革命	2023年7月24日	商標登録第6719703号
フレイルマシン	2023年8月3日	商標登録第6723210号
フレイルモード	2023年8月9日	商標登録第6724978号



(写真⑦) 主な登録商標 (坂井電機提供)

## 2.2 業界動向

### ■ 無人搬送車の動向

以下は一般社団法人日本産業車両協会の資料「AGVS セミナー2024－構内物流の自動化のために－」を参考に記載した。

#### ● 無人搬送車の種類と定義

無人搬送車（AGV: Automated Guided Vehicle）とは、一定の領域内で自律的に走行し、人以外の物品を搬送する機能を持つ車両であり、道路運送法に定められた道路では使用しないものを指す。AGV を含む無人搬送車システムは、1 台または複数台の無人搬送車と、それらを管理・制御する装置の組み合わせで構成される。

（走行方式による分類）

#### ①経路誘導式

磁気テープや光反射テープなどの誘導体に沿って移動する方式であり、コストパフォーマンスに優れるが、ルート変更時に工事が必要となる。

#### ②自律移動式（AMR）

自己位置推定機能により、誘導体や人の操作なしで目的地への移動が可能であり、近年導入が進んでいる方式である。

#### ③追従式

特定の人や車両に一定距離を保って追従する方式であり、誘導体が不要ではあるが、走行ルートに制約がある。

（積載形態による分類）

#### ①積載型

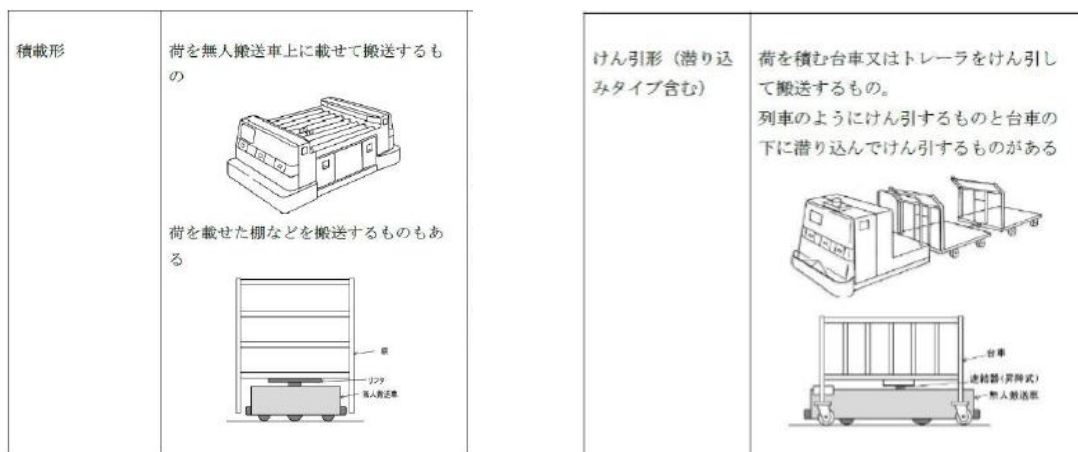
荷物を車両上に載せて搬送するものであり、手動・自動の積み降ろし方式がある。

#### ②牽引型

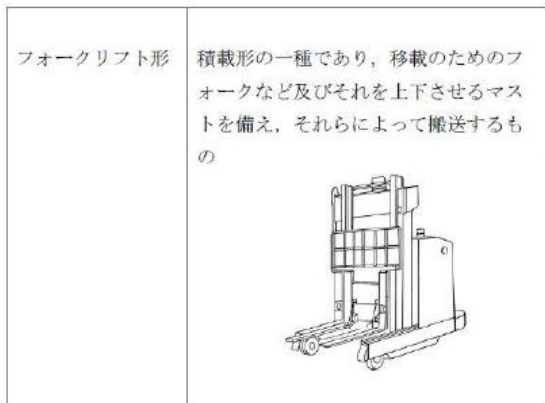
台車やトレーラを牽引して搬送する方式であり、荷姿や量の変化に柔軟に対応が可能である。

#### ③フォークリフト型

荷物の移載機能を備え、倉庫内作業に適する。





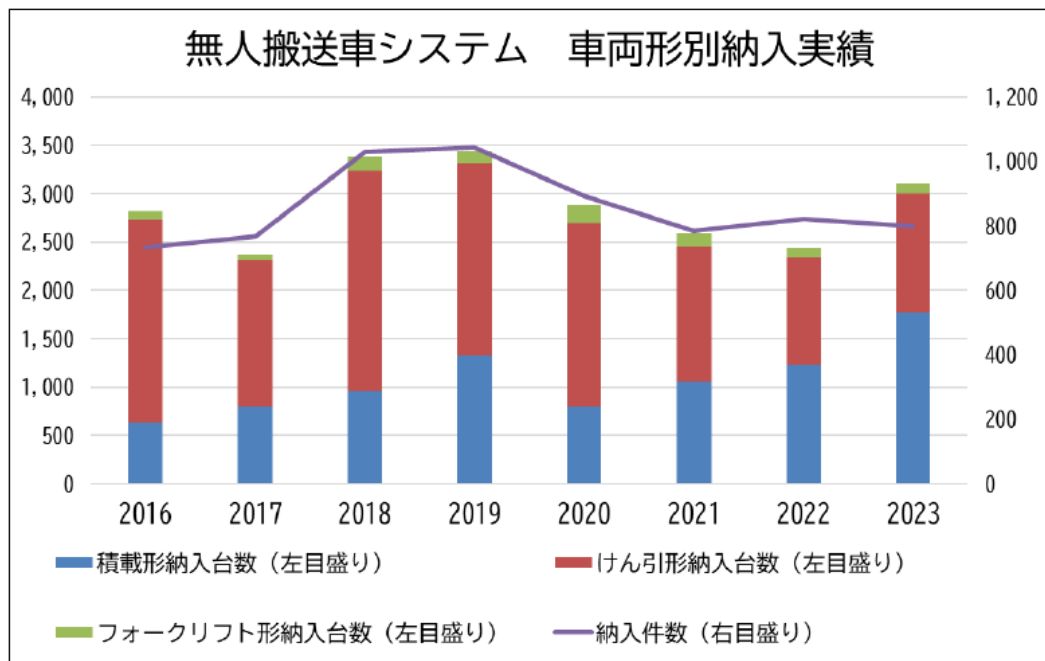


(図表⑦) 無人搬送車の積載形態別による分類

(出所:(一社)日本産業車両協会「AGVSセミナー2020」)

● 無人搬送車システムの納入実績

日本産業車両協会による統計では、無人搬送車システムの納入台数はコロナ禍での一時的な落ち込みはあったが、年々増加傾向にあり、2023年にはシステム数800件、車両台数3,105台が納入された。増加の背景としては、物流業界における人手不足や省人化ニーズの高まり、DX推進、そしてAGV・AMRの技術進化が考えられる。積載型・牽引型・フォークリフト型の各方式が用途に応じて選ばれ、倉庫内のピッキング作業、工場間搬送、空港内のグランドハンドリング等多様な現場で活用されている。



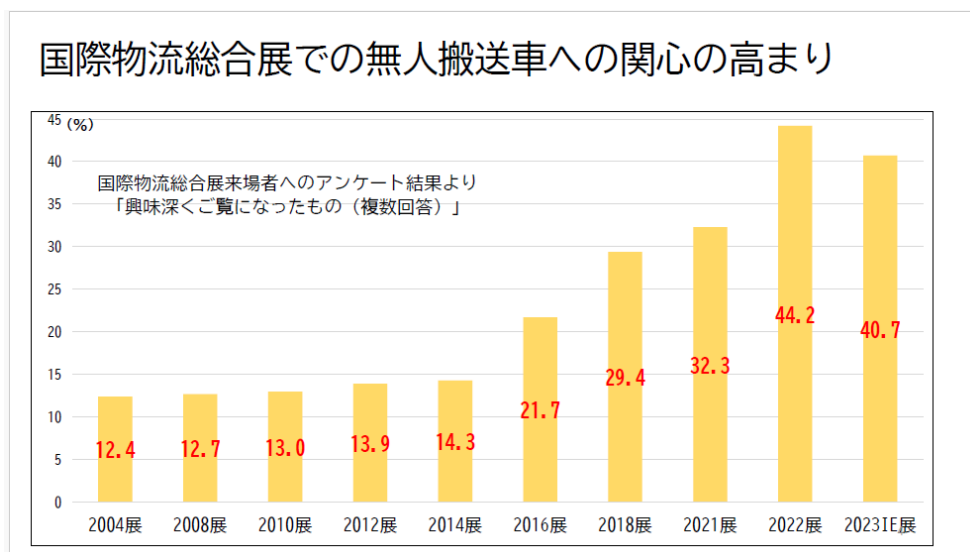
(図表⑧) 無人搬送車システム 車両形別納入実績

(出所:(一社)日本産業車両協会 AGVS セミナー2024 – 構内物流の自動化のために)

● 今後の見通し

ISO3691-4 (AGV・AMRの安全規格)の改正が進められており、2027年には欧州機械指令への適合を目指した新規格の施行が予定されている。これに伴い日本でも国際標準へ対応すべく

JIS 改正が検討されている。技術面では、FSLAM（床認識技術による AGV 誘導方式）によるガイドレス走行、FMS（フリート管理システム）による複数台の統合管理、遠隔監視機能の高度化等が進展しており、屋外や半屋外環境での運用も可能になってきている。これにより、工場間搬送や空港内物流等、従来は対応が困難だった領域への展開が加速している。さらに、物流 DX や標準化の流れの中で、無人搬送車は単なる省人化ツールから、全体最適を実現するインフラへと進化したつつある。物流・ロジスティクスに関するアジア最大級の専門展示会である国際物流総合展での来場者アンケートでは、「無人搬送車を興味深く見た」との回答者が 2016 年展時の 21.7%から 2022 年展時は 44.2%まで増加しており、無人搬送車への関心が年々高まっており、今後の市場の拡大が見込まれる。



(図表⑨) 国際物流総合展での無人搬送車への関心の高まり

(出所:(一社)日本産業車両協会 AGVS セミナー2024 – 構内物流の自動化のために –)

## 2.3 企業理念

### 企業理念

## 革新・改革で信頼される会社に成長

古くからの習慣・制度・考え方を「革新」し、  
今まで築いてきた制度・組織・考え方を基に「改革」していく。  
常に前向きに変化し、お客様のニーズに応えた提案ができる。  
信頼される会社を目指し、努力し続ける。

## 2.4 事業活動

坂井電機は、以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

### 【自然環境面】

#### ■ 環境負荷低減への取り組み

- 省エネルギーの取り組み

エネルギー消費の大半は、マシニングセンタや溶接機、空調設備などの電力使用によるものであり、これらの機器については待機電力の少ないものや高効率な機器への更新を進めてきた。照明はすべて LED 化を完了しており、さらに個別スイッチの導入により、従業員の省エネ意識の向上を図っている。これらの取り組みにより、2024 年 11 月期の年間電力使用量は 70,003kWh となり、前期（72,086kWh）比で 2.9%の削減を達成した。今後は大幅な削減が難しいと見込まれるが、こまめな消灯等日常的な節電行動を継続していく方針である。



（写真⑧）個別スイッチ（ひもスイッチ）を付けた照明  
（坂井電機提供）

- 社用車の HV・EV 化

3 台の営業車は全てガソリン車であるが、今後の車両更新時に順次 HV または EV に入れ替えることでガソリン使用量の削減を図る。

#### ■ 排出ガス、廃棄物について

- 排出ガスへの対応

製造工程において、処理を要する排出ガスは発生しない。工場で稼働する 1 台のフォークリフトは EV である。部材や製品を輸送するバン 38 台は、ガソリン車またはディーゼル車であるが、すべて NOx（窒素酸化物）・PM（粒子状物質）等削減のための諸規制対応車を使用している。

- 廃棄物の適正処理

発生する廃棄物は、鉄屑、電線屑、油分および汚れの付着したウエス等であり、月間の発生量は約 4 立方メートル（コンテナ 1～2 基分）と少量である。これらの廃棄物はすべて、産業廃棄物処

理業者へ委託し、マニフェスト制度に基づく処理の適正性を確認している。また、使用を終了した老朽設備については、社内にて金属類、油脂類、プラスチック類等に分別を行った上で、リサイクル可能な資材はスクラップ業者へ売却・引渡し、その他の廃棄物については産業廃棄物処理業者へ適正に処理を委託している。

## 【社会面】

### ■ 労働環境改善の取り組み

#### ● 時間外労働削減の取り組み

従業員 1 人当たりの月間時間外労働時間は、21 時間（2024 年 11 月期）であり、同業種平均（12.5 時間／厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和 6 年平均確報」：従業員数 5 人のはん用機械器具製造業）を上回っている。顧客工場の長期休暇期間中のメンテナンス作業や、急な納期変更への対応が主な要因である。顧客ニーズに柔軟かつ迅速に対応するため、メンテナンスおよび製造部門において繁忙期（ゴールデンウィーク・お盆・年末年始）や短納期対応時に時間外勤務が発生しがちである。坂井電機は、顧客に事前にリードタイムを提示し納期の確保に努めてはいるが、顧客要請により柔軟な対応が求められることも多い。現在は業務特性上、大幅な時間外労働時間の削減は困難な状況にあるが、今後はデジタル技術の活用による業務効率化を積極的に推進し、長期的には同業種平均水準までの削減を目指していく。一例として、組立工程毎に 3DCAD を用いたデザインレビュー（DR）を徹底することで、手戻りの防止と品質向上を実現し、無駄な作業の削減に取り組んでいる。なお、時間外労働については、労働基準法をはじめとする労働関連法令は適切に遵守されている。

#### ● 有給休暇取得推進の取り組み

年間休日数は 113 日であり、国内企業の平均年間休日数 112.1 日（出所：厚生労働省「令和 6 年就労条件総合調査の概況」）とほぼ同水準である。また、2024 年 11 月期における有給休暇取得率は 58% であり、製造業の平均取得率 70.4%（出所：厚生労働省「令和 6 年就労条件総合調査の概況」）を下回る状況にある。会社としては、従業員の心身の健康維持およびワーク・ライフ・バランスの向上を重要な経営課題と捉え、年次有給休暇の取得を促進するが、従業員に積極的に有給休暇を取得する雰囲気やや乏しいためである。今後以下の施策を実施し、有給休暇取得を推進していく。

##### ① 長期休暇との連動による取得奨励

人事担当がお盆や年末年始等の長期公休日に併せた有給休暇取得を呼び掛けていく。

##### ② 計画的取得の促進

有給休暇の計画的な取得を支援するため、前月の段階で翌月以降の取得予定日について従業員へのヒアリングを実施する。取得状況が芳しくない従業員およびその上司には個別に通知し、取得の必要性を共有することで、組織全体での取得率向上を目指していく。

なお、対象となる従業員に対しては基準日から 1 年以内に 5 日以上の有給休暇を取得させる等、労働関連法令は適切に遵守されている。

- 賃金アップの取り組み

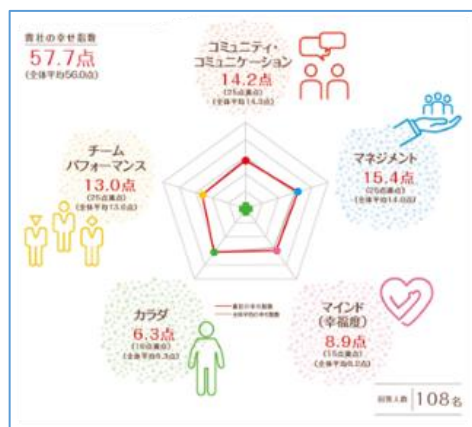
従業員がゆとりと豊かさを感じられる働きがいのある職場づくりを目指しており、直近では 2025 年 4 月に平均 8.6%の昇給を実施した。賃金水準は同業界並み以上と認識しているが、毎年物価上昇率以上の賃上げ実施を目指し、引き続き従業員全員の生活水準向上を図っていく。

- 福利厚生充実の取り組み

部署単位で新入社員歓迎会や新年会などの懇親会を実施し、従業員間のコミュニケーション促進と一体感の醸成に努めている。これらの費用は全額会社が負担している。健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の法定福利厚生制度に加え、福利厚生に関する待遇は、正社員とその他の雇用形態の従業員間で差異なく提供されている。

- 従業員エンゲージメント向上の取り組み

2026 年 11 月までに、会社の発展と社員の幸福を追求しながら、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを両立させる目的で、商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ(\*3)」に取り組む予定である。その結果を経営陣と従業員が対話の上、社員にとって満足度の高い、働きがいのある企業を目指す。



(\*3)幸せデザインサーベイは、従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。会社の幸せを、組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド(幸福度)」の5つの要素から構成。総合点を幸せ指数として算定する(100点満点)。

- 労働災害ゼロへの取り組み

労働災害の未然防止を最重要課題の一つと位置づけ、体系的かつ継続的な安全管理体制の構築に取り組んでいる。重点工事においては関係者が集まり、責任者の選任、安全対策書および施工計画書を策定し、事前確認を徹底することで、現場の安全性を高めている。さらに安全衛生担当者が定期的に作業現場に出向き、安全パトロールチェックシートに基づく確認を実施し、結果を毎月の安全衛生委員会にて報告することで、現場の安全と改善意識の継続を促している。加えて、ゴールデンウィーク、お盆や年末年始の繁忙期前には協力業者を交え、現場の状況を踏まえたリスクアセスメントを策定し、安全大会の場で情報共有を図っている。これらの取り組みの結果、2020年11月期以降、労働災害事故は1件も発生していない。また、近年の猛暑への対応として、製造現場従業員に対し空冷服の支給や冷蔵庫への飲料常備等、熱中症対策も強化し、従業員の健康と安全を守るための環境整備に留意している。以上の取り組みを着実に行っていくことで、持続可能な労働環境の構築と年間労働災害ゼロを継続していく。





(写真⑨) 施工検討会の風景



(写真⑩) 安全大会の風景

工務名		A: 馬五郎市 (特別重要)		完成日: 2025年 3月 23日 (日)	
T社		B: 警備 (重要)		所長: 安全管理部 点検者: ○○	
		C: 普通			
<b>安全パトロール チェックシート</b>					
工務名: Y3 売場修繕 給電設備					
会社名: ○○ 業種: ○○ 会社名: ○○ 作業: ○○					
区分	項目	NO.	チェック内容	チェック結果	
管理	危険箇所	1	A 危険箇所 顧客・客下等への立入禁止は表示されているか。	○	
		2	A 危険箇所等 必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		3	A 作業時、作業服、作業靴、作業帽は着用しているか。(作業帽は作業用か)	○	
		4	B 作業に集中した状態をしているか。(酒・薬類は作業用をのける)	○	
作業	作業員	5	B 作業に集中した状態をしているか。	○	
		6	C 作業員は安全な作業方法で作業しているか。	○	
		7	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。(危険箇所をロープ)	○	
		8	C 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。(危険箇所をロープ)	○	
現場・機材	作業機材	9	C 作業機材は安全な状態で作業しているか。(作業機材は安全か)	○	
		10	A 現場の作業員は必要に応じて現場に警戒しているか。	○	
		11	A 現場の作業員は必要に応じて現場に警戒しているか。(作業機材は安全か)	○	
		12	A 現場の作業員は必要に応じて現場に警戒しているか。(作業機材は安全か)	○	
危険/出	KY	13	B 作業開始前、作業員はKYを実施しているか。	○	
		14	B 作業員はKYを実施しているか。	○	
		15	B 作業員はKYを実施しているか。	○	
		16	A 作業員はKYを実施しているか。	○	
配電	ケーブル	17	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		18	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		19	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		20	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
安全等	安全等	21	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		22	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		23	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		24	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
図録等	図録等	25	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		26	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		27	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		28	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
検査	検査	29	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		30	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		31	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		32	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
火災・漏洩	火災・漏洩	33	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		34	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		35	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		36	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
重要物	重要物	37	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		38	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		39	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		40	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
その他	その他	41	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		42	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		43	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		44	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
その他	その他	45	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		46	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		47	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	
		48	A 作業員は必要に応じて作業区域に警戒しているか。	○	

(図表⑩) 安全パトロールチェックシート

安全衛生委員会 議事録		
日時: 2025年 8月 26日 (火) 15時 30分~		
委員長	副委員長	作成
○	○	○
出席者: ○, ○, ○		
無災害日数: 目標 2000日(2021年 2月 24日~)		
1. 安全衛生パトロール		
88	T社安全パトロール Y3FCV ビット内照明工事 ビット内照明工事の作業員が作業している際、作業員が分岐して作業している。作業員が作業している際、作業員が分岐して作業している。作業員が作業している際、作業員が分岐して作業している。	
89	T社安全パトロール Y3FC スラット更新電気工事 D社工事コンベアの撤去に干渉する電気配線などの撤去を行った。コンベアの撤去に干渉する作業員が作業している。作業員が作業している際、作業員が分岐して作業している。作業員が作業している際、作業員が分岐して作業している。	
89	T社安全パトロール Y3FCV ビット内照明工事 B8の工事と同じ工事を行った。B14まで同じ様な工事	
810	T社安全パトロール Y3FC スラット更新電気工事 B8 から B14まで、同じ様な、配線、機器等 不要な物ダイク工事に、干渉する等の、安全工事を行った。	
814	T社安全パトロール Y3FC スラット更新電気工事 仮設の電気工事及び配線工事を行ったビット内の配線工事も、行い始めた。	
816	T社安全パトロール Y3FC スラット更新電気工事 D社のコンベアが撤去して、仮設の配線の撤去、機器への配線など、行い始めた。	
823	T社安全パトロール F1 外線仕様検査 カメラ配線変更 カメラ用架台の撤去工事 工事エリアは、立入禁止措置がなされていて、馬足場で架台を支えて、あと2名で架台を移動していた。安全に作業が行われていた。	
2. 安全指導 / 事故報告		
なし		
3. 労働災害報告 (他社の災害)		
4. 連絡 / 報告事項		
725	D社安全大会 teams参加	
729	M社安全大会 参加	
81	D社AM 事業部安全大会 ○, ○参加	
85	D社AM 事業部三重安全大会 ○, ○	
86	D社IT 事業部中部安全協議会、安全大会 参加	
88-816	T社安全協議会 副議長 参加	
822	D社安全衛生委員会 参加	

(図表⑪) 安全衛生委員会議事録

(写真⑨~⑩、図表⑩~⑪は坂井電機提供)

■ 従業員育成の取り組み

● 従業員育成の取り組み

作業員には、業務開始前に「作業手順書」を提示し、業務の効率化と品質の安定化を図っている。作業手順書には、具体的な作業手順に加え、作業の要点や注意すべきリスクを低減するためのポイントを図解で分かりやすく示し、経験の浅い従業員でも理解しやすいよう配慮している。また、機械設計など各分野で高い評価を受けている熟練従業員が指導役となり、入社間もない従業員やスキルアップを希望する従業員に対して OJT を実施している。これにより、現場での実践的な知識・技術の習得を促進し、組織全体の技術力向上につなげている。

作業手順書											
作業名	セールス上架台 部分撤去工事 (撤去対象域：Eブロック)			元請会社名	機坂井電機						
作業概要	<b>重点ポイント</b> 1) 無理な荷役は行わない 2) 作業下には入らない/立ち入らせない 3) 荷役作業時は 誘導員の指示の元 操作を行う 4) 指揮者/監視人は 大きな声で 相手に伝わる様にする			現場責任者							
				使用材料	区画材 / 専用治具						
				使用機械	リフト 2.5t / 高所作業車						
				使用工具	・ 手工具・C/B・イーグルクランプ ・ セイバーソー (サンダー)						
	保護具	・ ヘルメット ・ 安全帯 ・ 軍手 ・ 安全靴	・ 保護メガネ (・ 草手)								
作業人員	作業責任者		作業に必要な資格	有資格者名							
	作業員		リフト								
			ユニック車								
			玉掛け者								
		溶接									
作業開始前の打合せ事項/元請担当者や作業員間での打合せ事項を記録する。											
<table border="1"> <tr> <td>作業</td> <td>工具</td> <td>施工部署</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						作業	工具	施工部署			
作業	工具	施工部署									

作業手順書		
作業手順	作業の要点	リスク低減 ポイント
⑩補強フレームを外す(ショート)	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面が割れた部位から 補強フレームを外す(5Kg相当)</li> <li>サポートは切断前で 支持し落下防止を 声掛けしながら実施</li> <li>高車を下に下げ 撤去物を手渡して 作業員に渡す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外れないボルトに無理をしない</li> <li>刃先に切れ味が悪くなったら 直ぐに交換</li> <li>安全帯は 撤去するモノに掛けない</li> <li>サポート×カット作業員の声掛け連携</li> <li>監視人は 上下作業に成らない様に監視する</li> <li>運搬時は 十分に注意</li> <li>パツカン投入時には 扇面への声掛けの実施</li> <li>火種飛散もKYした養生</li> <li>残火確認の実施</li> </ul> <p><b>ポイント!</b> セイバーソー切れ味が悪くなると火種が飛散し 火災に繋がるので 監視人は火種の飛散も 注視する事</p>
⑪補強フレームロング撤去用 チェーンブロック吊下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>7m上 工場梁に イーグルクランプ・チェーンブロックセット</li> <li>高車の手摺に壁木を宛 固縛する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監視人は 作業エリアに立ち入りさせない様 監視</li> </ul> <p><b>ポイント!</b> セットした吊材が簡単に外れない事 ボルトがしっかり締まっている手の確認 厳密確認の実施</p>

(写真⑩) 「作業手順書」の一例 (坂井電機提供)

● 資格取得支援の取り組み

業務上必要な資格取得支援に取り組んでおり、安全確保と事業拡大への対応の観点から、特に電気工事士（第一種、第二種）、電気工事施工管理技士（1級、2級）の資格取得支援に取り組んでおり、工事に携わる従業員にこれら資格の取得を推奨している。なお、各種資格の受検料等の取得にかかる費用は全額会社負担としている。

(主な資格・講習修了者数の内訳)

資格名	人数	資格名	人数
1 第一種電気工事士	3	16 アーク溶接等特別教育	4
2 第二種電気工事士	5	17 玉掛け技能講習	4
3 2級電気工事施工管理技士	1	18 高所作業車運転技能講習修了(10m未満)	4
4 フォークリフト運転技能講習	9	19 認知症介助士	2
5 普通救命講習I	8	20 足場の組立て等作業主任者技能講習	2
6 粉じん作業従事者特別教育	8	21 巻上げ機運転特別教育	2
7 低圧電気取扱業務特別教育	8	22 フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	1
8 自由研削といしの取替え等業務特別教育	7	23 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	1
9 安全管理者選任時研修	7	24 監理技術者資格証	1
10 高所作業車運転技能講習(10m以上)	6	25 車両系建設機械運転技能講習	1
11 熱中症予防対策推進責任者	5	26 小型移動式クレーン運転技能講習(1t以上5t未満)	4
12 振動工具取扱作業安全衛生教育	5	27 危険物取扱者	1
13 有機溶剤作業主任者技能講習	5	28 ガス溶接技能講習	1
14 クレーン・デリック運転士免許(5t以上)	4		
15 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	4		

(2025年9月時点の延べ人数)

(図表②) 主な資格・講習修了者数の内訳 (坂井電機提供)

■ ダイバーシティの推進

● 女性活躍支援の取り組み

従業員数 28 名のうち女性従業員は 7 名で、主に事務職として勤務している。今後はトレーニング機器の利用支援に携わる女性従業員の増加を見込んでおり、職場環境の整備に注力していく。具体的には、整理整頓された職場づくりや、ほぼ定時で退社可能な勤務体制の構築等、女性が安心して働ける環境の整備を進めており、これらの取り組みを積極的に社外へ発信することで、女性雇用のさらなる拡大を図っていく。現在、女性管理職として総務課長および介護施設長の 2 名が在籍しており、マネジメントの分野でも活躍している。管理職への登用にあたっては、性別や年齢にとらわれることなく、マネジメントスキルや業務遂行能力を重視し、公平かつ透明性のある評価制度に基づいた人材登用を推進していく。

● 外国人活躍支援の取り組み

坂井電機では日本人従業員と同等以上の処遇を基本とし、外国人材の積極的な採用と定着支援を通じて、多様性のある職場環境の構築に取り組んでいる。現在、正社員 5 名および特定技能 1 名の外国人材が設計業務に従事しており、専門的知見と技術力を活かした製品開発に取り組んでいる。具体的には、居住支援として会社所有の寮の提供に加え、民間住宅への入居希望者に対して住宅補助金を支給している。また、各部署のリーダーが定期的に面談を実施し、社員の悩みや想いを丁寧に汲み取りながら、必要に応じて職場環境の改善を図っている。これらの取り組みにより、円滑なコミュニケーションの促進と職場への定着を支援している。

- 高齢者活躍支援の取り組み  
65歳定年を迎えた従業員に対し、本人の希望を踏まえ、有期契約により雇用延長に対応しており、現在65歳以上の従業員が2名在籍している。今後の人手不足への対応策として、高齢者の雇用維持は不可欠であると認識し、引き続き従業員のスキルや適性に応じた職務の提供や職場環境の整備に努めていく。高齢者の活躍を期待し、さらなる増員を図っていく方針である。
- 障がい者活躍支援の取り組み  
現在、障がいのある従業員1名が在籍しており、電気設計業務に従事している。設計職は業務の中核を担う重要な職種であり、今後も障がい者を含む多様な人材を積極的に採用する方針であり、現状以上の雇用確保に努めていく。

## 【社会経済面】

### ■ 事業伸長の取り組み

- AGV普及の取り組み  
顧客の工場レイアウトやニーズに応じたオーダーメイド型AGVの生産量を増加させることは、搬送作業の自動化や省人化により顧客の生産性、安全性、資源効率の向上に寄与する。具体的には以下のメリットがある。
  - ①エネルギー使用量の最適化  
オーダーメイド型AGVは、工場レイアウトに最適化されたルートで搬送を行うため、無駄な移動が減少し、電力消費量の削減につながる。さらに充電のタイミングや稼働時間の管理が容易となることで、ピーク電力の抑制につながる。
  - ②スペースの有効活用  
人手による搬送に必要な広い通路や待機スペースが不要となり、限られた工場スペースがより効率的に活用でき、生産設備の配置最適化や在庫スペースの縮小が可能となる。
  - ③資材のロス削減  
搬送精度の向上により、部品や製品の破損・紛失リスクが低減され、資材ロスの削減につながる。特に精密部品や高価な材料を扱う現場では効果が大きい。
  - ④人的資源の効率化  
搬送作業の自動化により、工場の従業員をより高付加価値の品質管理、改善活動等の業務に再配置することができ、人的資源の効率化が図られ、導入先の労働生産性の向上に寄与する。坂井電機は2024年11月期にオーダーメイド型AGVの本格生産を開始した（初年度実績：売上高5億100万円）。今後、顧客ニーズに応えるべく、増産に取り組んでいく。
- フレイルマシーン普及の取り組み  
高齢者向けトレーニング機器「フレイルマシーン<sup>®</sup>」は、要介護・寝たきり状態からの回復を支援する革新的な製品であり、健康寿命の延伸とQOL（生活の質）向上に寄与することが期待される。高齢者の自立支援と健康寿命の延伸を促進するとともに、地域社会における医療・介護分野の負担軽減に資するものである。前述の通り、2025年内に9種類の機器を開発し、2026年4月に

販売を開始し、介護施設、病院や地方自治体へ普及を図っていく。なお、坂井電機は、機械加工品、製品や塗装の一部を地場中小企業に発注しており、増産分は外注先の一層の活用で対応が可能である。この取り組みは、部材を供給する中小企業に対し、受注拡大や技術力向上の機会をもたらすものでもある。



### 3.包括的インパクト分析

#### UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食料	エネルギー
住居	健康と衛生	教育
移動手段	情報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇用
賃金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水域	大気
土壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクトを表示）

#### 【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	吊り上げおよびハンドリング装置の製造、産業機械・装置の設置、スポーツ用品の製造
ポジティブ・インパクト	健康および安全性、水、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄、インフラ、気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、賃金、社会的保護、気候の安定性、水域、大気、資源強度、廃棄物

#### 【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

##### ■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
健康および安全性、零細・中小企業の繁栄、気候の安定	➤ AGV 普及の取り組み



性、資源強度	
健康および安全性、零細・中小企業の繁栄	➤ フレイルマシーン普及の取り組み
教育	➤ 従業員育成の取り組み
賃金	➤ 賃金アップの取り組み

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
健康および安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 時間外労働削減の取り組み</li> <li>➤ 有給休暇取得推進の取り組み</li> <li>➤ 従業員エンゲージメント向上の取り組み</li> <li>➤ 労働災害ゼロへの取り組み</li> </ul>
社会的保護	➤ 福利厚生充実の取り組み
気候の安定性、資源強度	➤ 省エネルギーの取り組み
気候の安定性	➤ 社用車のHV・EV化
大気	➤ 排出ガスへの対応
廃棄物	➤ 廃棄物の適正処理

■ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
(ポジティブ) 教育 (ネガティブ) 社会的保護	➤ 資格取得支援の取り組み
(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) ジェンダー平等	➤ 女性活躍支援の取り組み
(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) 民族・人種平等	➤ 外国人活躍支援の取り組み
(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) 年齢差別	➤ 高齢者活躍支援の取り組み
(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) その他の社会的弱者	➤ 障がい者活躍支援の取り組み

■ UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

<ポジティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
水、インフラ、気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 水質汚染の軽減、インフラの向上、CO2 排出量の削減、土壌汚染の防止、生物の多様性や生息地の保全にかかる直接の事業はない。</li> </ul>

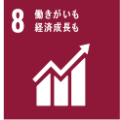


<ネガティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
賃金	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 賃金水準は同業界並み以上である。また、収入が不規則になるような給与体系になっていない。</li> </ul>
水域	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 製造工程で水を使用しないため、排水には特に処理すべき物質は含まれていない。</li> </ul>


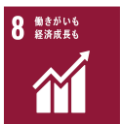
#### 4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

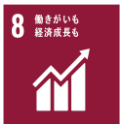
坂井電機は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。

##### 【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性、零細・中小企業の繁栄、気候の安定性、資源強度		
取組内容（インパクト内容）	AGV 普及の取り組み		
KPI	● <b>AGV の売上高を每期 20%以上増加させる。 （2024 年 11 月期 5 億 100 万円）</b>		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 搬送作業の自動化や省人化により顧客の生産性、安全性、資源効率の向上に寄与するオーダーメイド型 AGV の生産量を増加させる。なお、AGV の増産は、部材や部品を供給する中小企業への受注拡大や技術力向上の機会をもたらす。		
貢献する SDGs ターゲット	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	
	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	



特定したインパクト	健康および安全性、零細・中小企業の繁栄		
取組内容（インパクト内容）	フレイルマシーン普及の取り組み		
KPI	● <b>フレイルマシンの販売台数を每期 50 台以上増加させる。 （2024 年 11 月期 0 台）</b>		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 健康寿命の延伸と QOL（生活の質）向上につながる高齢者向けトレーニング機器「フレイルマシーン®」の販売を 2026 年 4 月に開始し、徐々に販売量を増やしていく。なお、フレイルマシンの増産は、部材や部品を供給する中小企業への受注拡大や技術力		

	向上の機会をもたらす。		
貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	

特定したインパクト	賃金		
取組内容（インパクト内容）	賃金アップの取り組み		
KPI	● 従業員平均給与を毎年、消費者物価指数以上引き上げる。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 賃金水準は同業界並み以上と認識しているが、物価上昇率以上の賃上げ実施を目指し、従業員全員の生活水準向上を図っていく。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	



【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容（インパクト内容）	時間外労働削減の取り組み、有給休暇取得推進の取り組み、従業員エンゲージメント向上の取り組み、労働災害ゼロへの取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2029 年 11 月期までに月間時間外労働時間を月 15 時間まで削減する。（2024 年 11 月期 月 21 時間）</li> <li>● 2029 年 11 月期までに有給休暇取得率を 70%以上とする。（2024 年 11 月期 58%）</li> <li>● 2026 年 11 月末までに「幸せデザインサーベイ」を実施し、その数値改善のための施策を決定する。以降幸せデザインサーベイを隔年実施し、数値を改善させる。</li> <li>● 労働災害発生件数ゼロを維持する。</li> </ul>		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 従業員 1 人当たりの月間時間外労働時間は、21 時間（2025		


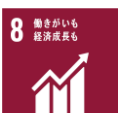
	<p>年 3 月期) と同業種平均 12.5 時間を上回る。時間外労働は顧客対応が主因である。今後はデジタル技術の活用による業務効率化を積極的に推進し、削減を図る。現在は業務特性上、大幅な時間外労働時間の削減は困難な状況にあるが、長期的には同業種平均水準までの削減を目指していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2024 年 11 月期における有給休暇取得率は 58%であり、製造業の平均取得率 70.4%を下回る。従業員に積極的に有給休暇を取得する雰囲気はやや乏しいためであるが、長期休暇との連動による取得奨励や計画的取得の促進により取得率向上を図る。</li> <li>➤ 商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果を経営陣と従業員が対話の上、社員にとって満足度の高い、働きがいのある企業を目指す。</li> <li>➤ 事故防止を図る諸取り組みの継続により、2020 年 11 月期以降、労働災害事故は発生していない。取り組みを継続し、年間労働災害ゼロを継続していく。</li> </ul>		
<p>貢献する SDGs ターゲット</p>	<p>8.5</p>	<p>2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p>	
	<p>8.8</p>	<p>移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>	
	<p>10.2</p>	<p>2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p>	

<p>特定したインパクト</p>	<p>気候の安定性</p>
<p>取組内容 (インパクト内容)</p>	<p>社用車の HV・EV 化</p>
<p>KPI</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2029 年 11 月末までに社用車 3 台を全て HV または EV に代替する。(2025 年 9 月 社用車 3 台は全てガソリン車)</li> </ul>



<b>KPI 達成に向けた取り組み</b>	<p>➤ 3 台の営業車は全てガソリン車であるが、今後の車両更新時に順次 HV または EV に入れ替えることでガソリン使用量の削減を図る。</p>
-----------------------	--

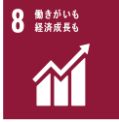
<b>貢献する SDGs ターゲット</b>	11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	


【ポジティブ・インパクト、ネガティブ・インパクトの両方】



<b>特定したインパクト</b>	<p>(ポジティブ) 教育 (ネガティブ) 社会的保護</p>		
<b>取組内容 (インパクト内容)</b>	資格取得支援の取り組み		
<b>KPI</b>	<p>● 2029 年 11 月末までに電気工事士 2 名、電気工事施工管理技士 1 名以上増加させる。          &lt;2025 年 9 月の有資格者 (延べ人数) &gt;          電気工事士 (第一種、第二種) 8 名、電気工事施工管理技士 1 名</p>		
<b>KPI 達成に向けた取り組み</b>	<p>➤ 安全確保と事業拡大への対応の観点から、特に電気工事士 (第一種、第二種)、電気工事施工管理技士 (1 級、2 級) 資格取得の支援に取り組んでおり、工事に携わる従業員にこれら資格の取得を推奨している。なお、各種資格の受検料等の取得にかかる費用は全額会社負担としている。</p>		
<b>貢献する SDGs ターゲット</b>	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
	8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	



特定したインパクト	(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) ジェンダー平等	
取組内容 (インパクト内容)	女性活躍支援の取り組み	
KPI	● 2029年11月末の女性雇用者数を19名以上とする。 (2025年9月7名)	
KPI達成に向けた取り組み	➢ 今後、トレーニング機器の利用支援に携わる女性従業員の増加を見込んでおり、会社としては、整理整頓された職場環境や、ほぼ定時で退社できる勤務体制など、女性が働きやすい職場であることを積極的に社外へ発信することで、女性雇用のさらなる拡大を図っていく。	
貢献するSDGsターゲット	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 

特定したインパクト	(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) 民族・人種平等	
取組内容 (インパクト内容)	外国人活躍支援の取り組み	
KPI	● 2029年11月末までに外国人雇用者数を8名以上とする。 (2025年9月5名)	
KPI達成に向けた取り組み	➢ 外国人材に対して日本人従業員と同等以上の処遇を基本方針とし、居住支援や多文化間コミュニケーションの円滑化を図る施策を通じて、職場への定着を促進するとともに、持続的な雇用拡大を目指していく。	
貢献するSDGsターゲット	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 

	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	
--	------	---	---

特定したインパクト	(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) 年齢差別		
取組内容 (インパクト内容)	高齢者活躍支援の取り組み		
KPI	● 2029年11月末までに65歳以上の高齢者雇用者数を5名以上とする。(2025年9月2名)		
KPI達成に向けた取り組み	➤ 今後の人手不足への対応として高齢者の雇用維持は不可欠と認識しており、引き続きスキルや適性に応じた職務や職場環境を整え、高齢者の活躍を期待し、増員を図っていく。		
貢献するSDGsターゲット	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定しているものの、KPIを設定しないもの

インパクト	取組内容	設定しない理由
社会的保護	福利厚生充実の取り組み	健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の法定福利厚生制度に加え、福利厚生に関する待遇は、正社員とその他の雇用形態の従業員間で差異なく提供されている。
その他の社会的弱者	障がい者活躍支援の取り組み	現時点では法定雇用義務はないが、業務の中核を担う設計職は障がい者を含む多様な人材を積極的に採用する方針のもと、既に障がい者1名が設計職として在職しているため。
気候の安定性、資源強度	省エネルギーの取り組み	主要設備の待機電力の削減や高効率機器への更新、照明のLED化等、省エネの取り組みは相当程度進んでいる。
大気	排出ガスへの対応	製造工程において、処理を要する排出ガスは発

		<p>生しない。所有するバンはガソリン車またはディーゼル車であるが、全て諸規制対応車を使用している。</p>
<p>廃棄物</p>	<p>廃棄物の適正処理</p>	<p>発生する廃棄物は、鉄屑、電線屑、油分および汚れの付着したウエス等であるが、発生量は少量であり、すべて、産業廃棄物処理業者へ委託し、マニフェスト制度に基づき処理の適正性を確認している。また、使用を終了した老朽設備については、スクラップ業者や産業廃棄物処理業者へ適正に処理を委託している。</p>

## 5.サステナビリティ管理体制

坂井電機では、本ファイナンスに取り組むにあたり、坂井社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、坂井社長を最高責任者とし、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者) 代表取締役社長 坂井 康秀

## 6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、坂井電機と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、坂井電機と協議して再設定を検討する。

## 7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。坂井電機は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 岡 富士夫

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190